

伊勢市公報

第 353 号
令和2年7月20日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市教育集会所条例及び伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	22
規 則	
○ 伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則の一部を改正する規則	24
○ 伊勢市公印規則等の一部を改正する規則	26
○ 伊勢市障害者地域相談支援センター運營業務受託者選定委員会規則	30
告 示	
○ 地籍調査の実施について	32
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	33
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	34
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	35
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	36
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	37
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	38
○ 伊勢都市計画学校及び伊勢都市計画用途地域の変更に係る案の縦覧について	39
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	41

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第30号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改

める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4

項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同

条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しく

は決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊勢市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中伊勢市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中伊勢市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について

適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第31号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第7項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第7項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「附則第8項及び第10項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第9項、

第11項及び第12項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項を附則第14項とし、附則第16項を附則第15項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和2年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち伊勢市都市計画税条例附則第15項の改正規定中「附則第15項」を「附則第14項」に改める。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 32 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の項中「若しくは住民票記載事項証明書の交付又は消除した住民票の写しの交付」を「又は住民票記載事項証明書の交付」に改め、同表中 4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 住民基本台帳法第 15 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1 通につき 200 円
---	--------------

別表第 4 に次のように加える。

6 住民基本台帳法第 21 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき 200 円
--	--------------

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第 2 条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）関係

手数料を徴収する事務	金額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省	1 枚につき 800 円

令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等に係る再交付の場合
- (2) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合
- (3) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付の場合
- (4) 国外への転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市教育集会所条例及び伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第33号

伊勢市教育集会所条例及び伊勢市地区集会所条例の一部を改正する
条例

(伊勢市教育集会所条例の一部改正)

第1条 伊勢市教育集会所条例(平成17年伊勢市条例第188号)の一部を
次のように改正する。

第2条の表伊勢市黒瀬教育集会所の項中「伊勢市黒瀬町1718番地7」
を「伊勢市黒瀬町1882番地」に改める。

第3条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、伊勢市黒瀬教育集会所にあつては、第4号に掲げるものを
除く。

第4条第1項中「集会所」の次に「(伊勢市黒瀬教育集会所を除く。
次項、次条から第10条まで及び第11条第2項において同じ。)」を加え
る。

(伊勢市地区集会所条例の一部改正)

第2条 伊勢市地区集会所条例(平成17年伊勢市条例第105号)の一部を
次のように改正する。

第2条の表伊勢市黒瀬地区集会所の項中「伊勢市黒瀬町1861番地1」
を「伊勢市黒瀬町1718番地7」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第34号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事
項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号
のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同
項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たっ
て、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた
満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域
型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3
歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づ
き、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じて
いるとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を
除く。）。

第42条第5項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(第2号に係る部
分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第35号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第3号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 36 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する者の項中「3,000 円」を「5,000 円」に改め、同項の次に次のように加える。

他の保険医療機関等に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診する者	再診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る保険外併用療養費	1 回につき 2,500 円	
--	---	----------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る使用料について適用し、同日前に行われた診療に係る使用料については、なお従前の例による。

伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第43号

伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則の一部を改正する
規則

伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則（平成26年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市岩淵1丁目7番29号」を「伊勢市岩淵1丁目7番29号」に改める。

第4条中「1回当たり300円」を「利用時間6分までごとに100円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

伊勢市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第44号

伊勢市公印規則等の一部を改正する規則

(伊勢市公印規則の一部改正)

第1条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「及び通知カード」を削り、同表市長職務代理者印の項中「並びに個人番号カード及び通知カード」を「及び個人番号カード」に改める。

(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第2条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年伊勢市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「通知カード 個人番号が記載された住民票の写し等」を「個人番号が記載された住民票の写し等」に、「個人番号通知カード 又は 個人番号」を「個人番号」に改める。

様式第7号、様式第12号及び様式第13号中「通知カード 個人番号が記載された住民票の写し等」を「個人番号が記載された住民票の写し等」に改める。

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市保育所の利用に関する規則(平成27年伊勢市規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「通知カード 個人番号が記載された住民票の写し等」を「個人番号が記載された住民票の写し等」に、「個人番号通知カード 又は 個人番号」を「個人番号」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市立認定こども園条例施行規則(平成22年伊勢市規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「通知カード 個人番号が記載された住民票の写し等」を「個人番号が記載された住民票の写し等」に、「個人番号通知カード 又は 個人番号」を「個人番号」に改める。

(伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部改正)

第5条 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則（平成17年伊勢市規則第89号）を次のように改正する。

第2条第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

第18条第2項中「通知カード（番号利用法第7条第1項に規定する通知カードをいう。）」を「個人番号通知書（番号利用法総務省令第7条に規定する個人番号通知書をいう。）、通知カード（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の番号利用法第7条第1項に規定する通知カードをいう。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある第2条の規定による改正前の伊勢市子ど

も・子育て支援法施行細則、第3条の規定による改正前の伊勢市保育所の利用に関する規則及び第4条の規定による改正前の伊勢市立認定こども園条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市障害者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会規則をこ

こに公布する。

令和2年7月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第45号

伊勢市障害者地域相談支援センター運營業務受託者選定委員会規則
(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市障害者地域相談支援センター運營業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市障害者地域相談支援センター運營業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 118 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

令和 2 年 6 月 15 日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

村松 1

村松 3

村松 4

4 調査期間

令和 2 年 7 月 2 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 119 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 2 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 7 月 14 日（火）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 令和元年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求
めることについて

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年7月15日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和2年7月21日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第35号 令和3年度使用中学校用教科用図書の採択について
 - 議案第36号 奨学生の決定について
 - 議案第37号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
 - 議案第38号 伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について
 - 議案第39号 伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の制定について
 - 議案第40号 図書館協議会委員の任命について

伊勢市農業委員会告示第8号

伊勢市農業委員会第175回総会を次のとおり招集します。

令和2年7月8日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和2年7月15日（水）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
 - 議案第6号 農地法に係る別段面積について

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 2 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
3	杉山設備 株式会社	伊勢市宮川 1 丁目 13 番 12 号	令和 2 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
8	中水 株式 会社	伊勢市下野町 653 番地 17	令和 2 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
14	株式会社 南勢設備	伊勢市船江 2 丁目 14 番 9 号	令和 2 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
33	伊勢設備	伊勢市通町 178 番地 2	令和 2 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
36	株式会社 神都	伊勢市八日市 場町 14 番 22 号	令和 2 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
52	大和設備	伊勢市小俣町 湯田 1054 番地 7	令和 2 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日

伊勢市公告第 47 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 48 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、明倫地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 青 木 昭 一

変更後 中 川 眞 由 美

伊勢市公告第49号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

令和2年7月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）

伊勢都市計画用途地域の変更（伊勢市決定）

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所生活福祉課

小俣総合支所生活福祉課

御園総合支所生活福祉課

伊勢市立伊勢図書館

伊勢市立小俣図書館

4 縦覧期間

自 令和2年7月1日（水）

至 令和2年7月15日（水）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 50 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、城田地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 丸 井 豊

変更後 山 口 和 男